

## 目標

- 2023年度(令和5年度)までに担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現

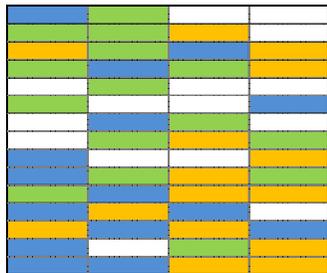
## 政策の展開方向

### 1. 農地中間管理機構の整備・活用 (法整備・予算措置・地域の話合いをセットで推進)

#### 農地中間管理機構 (農地バンク) (都道府県に1つ、農業公社を指定)

- 農地の出し手 → **借受け** → [ ① リタイアする農業者の農地や地域内で分散・錯綜して利用されている農地等について、農地中間管理機構が借受け  
② 農地中間管理機構は、必要な場合には、基盤整備等の条件整備を行い、担い手(法人経営・大規模家族経営・集落営農・企業)がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して、貸付け  
③ 農地中間管理機構は、必要な場合には、借り受けた農地を新規就農希望者への研修に活用  
④ 農地中間管理機構は、その業務の一部を市町村・JA等に委託し、農地中間管理機構を中心とする関係者の総力で担い手への農地集積・集約化を推進 ] → **貸付け** → 農地の受け手

#### 地域内の分散・錯綜した農地利用

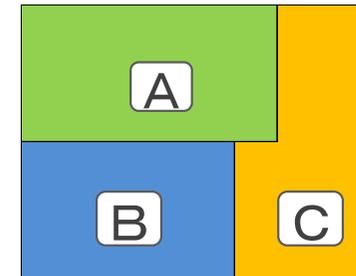


#### 農地の集約化(イメージ)



農地バンクが農地の出し手と受け手の間に常に介在し、農地の再配分を繰り返し実施することで、地域における望ましい農地利用の状態を実現

#### 担い手ごとに集約化した農地利用



農地の集積・集約化でコスト削減